

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応地域集会施設等整備費補助金	①物価高騰の影響を受ける地区の負担を軽減するとともに、地域活動の維持及び確保を図り、地域住民の生活の質の維持及び向上並びに地域活動活性化の下支えを行うことを目的に補助金を交付する。 ②地区集会施設等の修繕等にかかる経費 ③1,800,250円×16地区 ④交付対象者:16地区、対象施設:各集会施設等	R8.4	R9.3
2	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応大学生医療費補助金	①物価高騰の影響を受ける大学生等の保護者の経済的負担を軽減するため、大学生等が医療機関で受診した際の医療費を軽減する。 ②大学生等の保険診療医療費について、1箇月1医療機関200円を超えた自己負担分を補助(令和8年4月から令和9年3月診療分が対象) ③給付費補助金年間分12,000,000円※昨年度の実績値をもとに積算 ④大学生等を扶養している京丹後市に住民登録がある保護者	R8.4	R9.3
3	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関物価高騰対策支援給付金	①物価高騰により厳しい経営状況にある医療機関等への支援を行う。 ②光熱費、医療材料等 ③【病院】4施設・計835床1病床あたり30千円【診療所】41施設1施設60千円【薬局】19店舗1店舗20千円 ④京丹後市内に所在する保険医療機関として指定を受けている病院・診療所(医科・歯科)及び保険薬局として指定を受けている薬局。	R8.4	R8.8
4	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策高齢者外出支援助成金	①物価高騰の影響を受け、外出機会が減少している高齢者の外出支援の一助とするため、タクシー代割引チケットの販売を行う ②③ 高齢者外出支援助成金 合計3,800,000円 4,000円×950冊＝3,800,000円(内利用者負担1,900,000円) ※1冊4,000円綴りの外出支援チケットを2,000円で販売 一般財源2,300,000円 ④満75歳以上の高齢者	R8.4	R9.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応高齢者インフル予防接種及び带状疱疹予防接種支援事業	①予防接種に係る負担を軽減し、物価高騰の影響を受ける高齢者及び低所得者等の経済的負担軽減を図る ②③ ●インフルエンザ予防接種委託料【合計57,796,620円】(標準量) ・3,742円×4,814人=18,013,988円 ・生活保護者5,242円×64人=335,488円 ・非課税世帯5,242円×1,476人=7,737,192円(高用量) ・75歳以上6,009円×2,427人＝14,583,843円 ・生活保護者9,009円×48人＝432,432円 ・非課税世帯9,009円×1,853人＝16,693,677円 ●高齢者带状疱疹予防接種委託料【合計19,948,645円】(シングリックス・2回) ・14,659円×640人×2回=18,763,520円 ・生活保護者21,659円×7人×2回=303,226円(ビケン) ・5,459円×160人×1回=873,440円 ・生活保護者8,459円×1人×1回=8,459円 ④インフルエンザ: 満65歳以上の者、60～65歳で心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又は造血機能障害1級の老	R8.4	R9.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰対応子どものインフルエンザ予防接種支援事業	①物価高騰の影響を受ける子育てを行う低所得世帯等の負担軽減を図るため、ワクチン接種機会の確保と物価高騰による生活影響の軽減を図る。 ②扶助費、需要費、役務費 ③ ・扶助費 1,153千円(1回目:3,300円×335人、2回目:1,100円×134人) ・需要費 4千円 ・役務費 66千円 ④「住民税非課税世帯」「住民税均等割のみの世帯」に属する生後6か月～15歳未満(生後6か月～13歳未満は2回、13～15歳までは1回)	R8.8	R9.3
7	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応小規模事業経営支援事業費補助金	①物価高騰の影響を受ける商店街の負担軽減を図るため、商店街の振興を図ることを目的とした販売促進活動に対する支援 ②販売促進活動に係る補助金 ③6団体×50万円＝300万円(300万円のうち240万円が交付対象経費) ④商店会等	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応織物指導等小規模生産基盤整備事業補助金	①物価高騰の影響を受ける織物事業者の負担軽減を図るため、丹後織物の技術の維持・継承を図るとともに製品品質を確保するため、織物指導、織機調整を支援 ②織物指導に関する経費(事務費除く)に係る補助金 ③1,350件×3,000円＝405万円(うち320万円が交付対象経費) ④市内の事業者	R8.4	R9.3
9	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応信用保証料補助金	①物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減を図るため、京都府中小企業融資制度又は京丹後市商工業振興融資制度を利用して借入れる際に支払った保証料を補助 ② ・信用保証料に対する補助金 補助率30～80% ・補助限度額 40万円/1事業者 ③80件×約137,500円＝11,000千円 ④市内の事業者	R8.4	R9.3
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応新型コロナウイルス感染症対策利子補給金	①物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対策支援として、事業資金融資に係る利子の一部を補助 ② ・補給対象期間 初回利子支払月から72か月 ・補給率 補給対象期間の36月まで:借入利率のうち0.46%分 補給対象期間の37月から:借入利率のうち0.23%分 ・補給限度額 100万円/1事業者、融資残高の限度額1億1,000万円 ③60件:3,600,000円(0.23%分) 135件:9,000,000円(0.46%分) 計12,600,000円 ④市内の事業者	R8.4	R9.3
11	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応無利子・無担保融資対応利子補給金	①物価高騰の影響を受ける事業者の負担軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対策支援として、既に借入を行っている国の無利子・無担保対象融資にかかる利子の一部を補助 ② ・補給対象期間 無利子期間終了後の初回利子支払月から36か月間 ・補給率 借入利率のうち0.23%分 ・補給限度額 100万円/1事業者、融資残高の限度額1億1,000万円 ③175件×20,700円=3,622,500円 400件×41,000円=16,400,000円 計20,022,500円 ④市内の事業者	R8.4	R9.3
12	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応製造業経営基盤強化推進事業補助金	①物価高騰の影響を受ける織物業や機械金属業等の事業者の負担軽減を図るため、織物業や機械金属業等の製造業において、物価高や人手不足等の外部環境の変化に対応し、経営基盤の強化・持続的な競争力の向上につながる設備投資を補助する。 ②設備投資に対する補助金 ③織物業20件×1,500,000円×1/3、その他8件×6,000,000円×1/3 ④市内の事業者	R8.4	R9.3
13	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対応木津川市・京丹後市友好都市プロジェクト推進事業	①物価高騰の影響を受ける観光関連事業者の負担軽減を図るため、木津川市・京丹後市友好都市プロジェクト推進協議会が実施する誘客プロジェクトを支援することにより、観光需要の促進を図る。 ②木津川市在住者を対象とした宿泊キャンペーン実施に係る負担金(宿泊プレミアム原資、事務経費等) ③ 宿泊プレミアム(宿泊クーポン、デジタルポイント)原資:2,500円×300件=750千円 事務経費50千円 ④木津川市・京丹後市友好都市プロジェクト推進協議会	R8.4	R9.3
14	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対応愛知県誘客プロジェクト推進事業	①物価高騰の影響を受ける観光関連事業者の負担軽減を図るため、(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部(京丹後市観光公社)が実施する誘客プロジェクトを支援することにより、観光需要の促進を図る。 ②愛知県在住者を対象とした宿泊キャンペーンに係る補助金(宿泊プレミアム原資、広告宣伝費、事務経費等) ③宿泊プレミアム(宿泊クーポン、ガソリンチケット、デジタルポイント)原資:4千円×5,000件=20,000千円(1/2補助)、広告宣伝費等5,000千円 ④京丹後市観光公社	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
15	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対応観光プロモーション推進事業	①物価高騰の影響を受ける観光関連事業者の負担軽減を図るため、(一社)京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部(京丹後市観光公社)が実施する観光プロモーションを支援することにより、観光需要の促進を図る。 ②広告宣伝に関する経費 ③LP制作等1,420千円、教育旅行等誘致活動20千円、活イカブランド化プロモーション1,000千円、商談会500千円、誘客プロジェクトプロモーション200千円 ④京丹後市観光公社	R8.4	R9.3
16	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応水洗化推進事業費補助金	①物価高騰に伴う住宅整備に係る費用負担を軽減し、市民生活を支援するため、既存住宅における新規排水設備工事を行う方に対し、補助金を交付する。 ②③ 水洗化推進支援事業補助金 ・一般世帯 50,000円×40件＝2,000,000円 ・高齢者世帯 200,000円×20件＝4,000,000円 ※一般財源1,200,000円 ④一般世帯(40件)、高齢者世帯(20件)	R8.4	R9.3
17	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出金のうち物価高騰対策重点支援分(水道基本料金等の免除(3か月分))	①物価高騰に伴う水道料金の負担軽減を図り、市民生活を支援するため、水道料金の基本料金を軽減する措置として、水道事業会計へ繰出金を支出する。 ②③ 水道基本料金(917円)の免除(R8年10月～12月分の3か月間) ・23,900件×917円×3か月＝65,748,900円 ※基本料金免除総額のほぼ全額を臨時交付金で措置すると想定 ・一般財源48,900円 ④給水契約を締結している一般家庭及び事業所(23,900件)。 なお、支援対象から公共の施設を除いていることを確認済み。	R8.4	R9.3
18	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道未普及世帯物価高騰対策給付金(水道基本料金等の免除(3か月分)相当額)	①物価高騰に伴う生活負担の軽減を図るため、水道基本料金の軽減措置との均衡を確保し、水道未普及地区の世帯に対して水道基本料金相当額を支給する(水道基本料金の免除時期に合わせて支給)。 ②③ 基本料金相当額(1,008円)の3か月分を支給 ・最大対象件数(世帯数)84件 84世帯×1,008円×3か月＝254,016円 ・事務費(通信運搬、公金取扱手数料)30,000円 ※一般財源84,016円 ④水道未普及地区の世帯(最大84件) なお、支援対象から公共の施設を除いていることを確認済み。	R8.4	R9.3
19	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応小中学校防犯カメラ・カメラ付きインターホン整備事業	①物価高騰の長期化により、子育て世帯の経済的負担が増大している中、学校における防犯対策に必要な費用を負担することにより、保護者やPTA等への新たな負担転嫁を回避し、子育て世帯の負担軽減を図るもの。あわせて、防犯カメラ及びカメラ付きインターホンを整備することで、不審者侵入対策等の防犯体制を強化し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる教育環境を確保する。 ②各校防犯カメラ2台・カメラ付きインターホン1台 ③890千円×20校＝17,800千円 ④小中学校児童・生徒3350人、小学校14校中学校6校	R8.4	R9.3
20	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応小学校給食材料費支援補助金	①物価高騰の影響により、食材費が高騰する中、子育て世代の給食費負担を軽減するため、小学校に補助金を交付する。。国/京都府からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当するもの。 ②給食費負担軽減交付金5,200/月の差額分 ③2,177名×差額@560+事業経費 ④市内全小学校(公立小学校14校)の児童の保護者 ※教職員等を除く	R8.4	R9.3
21	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応中学校給食材料費支援補助金	①物価高騰の影響により、食材費が高騰する中、子育て世代の給食費負担を軽減するため、中学校に補助金を交付する。 ②中学校6校における給食費の保護者負担を200円に統一し、市が食材費との差額を補助34,043,000円 ③1,139名×@160+事業経費 ④市内全中学校(公立中学校6校)の生徒の保護者 ※教職員等を除く	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
22	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達)	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できるような書類の提出を求める。労務費については業務完了報告書に実績額の内訳を記載していただく、上昇分とするほか、電気代高騰分については、単価上昇分を基準に積算する。) ③価格転嫁分に相当する金額81,519千円役務(変更契約)8件、電気代高騰分(その他)4件 ④物価高騰の影響を受ける中小企業	R8.4	R9.3
23	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出金のうち物価高騰対策重点支援分(水道基本料金等の免除(令和9年1月から3月(3か月分))※R7補正活用分	①物価高騰に伴う水道料金の負担軽減を図り、市民生活を支援するため、水道料金の基本料金を軽減する措置として、水道事業会計へ繰出金を支出する。【R7年度補正を活用】 ②③ 水道基本料金(917円)の免除(R9年1月～3月分の3か月間) ・23,900件×917円×3か月＝65,748,900円 ※基本料金免除総額のほぼ全額を臨時交付金で措置すると想定 ・一般財源48,900円 ④給水契約を締結している一般家庭及び事業所(23,900件)。 なお、支援対象から公共の施設を除いていることを確認済み。	R8.7	R9.2
24	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道未普及世帯物価高騰対策給付金(水道基本料金等の免除(令和9年1月から3月(3か月分))※R7補正活用分	①物価高騰に伴う生活負担の軽減を図るため、水道基本料金の軽減措置との均衡を確保し、水道未普及地区の世帯に対して水道基本料金相当額を支給する(水道基本料金の免除時期に合わせて支給)。【R7年度補正を活用】 ②③ 基本料金相当額(1,008円)の3か月分を支給 ・最大対象件数(世帯数)84件 84世帯×1,008円×3か月＝254,016円 ・事務費(通信運搬、公金取扱手数料)30,000円 ※一般財源84,016円 ④水道未普及地区の世帯(最大84件) なお、支援対象から公共の施設を除いていることを確認済み。	R8.7	R9.2
25	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応エネルギー価格高騰対策支援給付金	①LPガスの価格高騰が続く中、影響を受ける事業者等の負担軽減を図る。 ②LPガス及びLPガス由来熱エネルギーに係る経費(R8.4～R8.12に支払ったもののうち任意に選択した3箇月分の合計額の10%の額) ③1件あたりの平均交付額×見込件数 海業水産関係 :3,000円×10件＝30,000円 農業振興関係 :4,000円×40件＝160,000円 長寿福祉関係 :30,000円×60件＝1,800,000円 障害者福祉関係:27,000円×20件＝540,000円 商工振興関係 :15,000円×638件＝9,570,000円 :2,500,000円×1件＝2,500,000円 ※合計額:14,600,000円 ④市内事業者	R8.7	R9.3
26	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応プレミアム付きデジタル商品券発行事業補助金	①物価高騰に対する市民の生活支援等のため、デジタルポイントシステムを活用し、デジタル商品券を発行 ②③ i デジタル商品券の発行に係る事業者への補助金12,947,000円 ・商品券プレミアム分 上限2,000円×6,000アカウント＝12,000千円 ・印刷製本費 660千円 ・新聞折込手数料 187千円 ・消耗品費 100千円 ④市民、事業者	R8.7	R9.3
27	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	物価高騰対応商工業支援補助金	①物価高騰の影響を受ける事業者の賃上げ環境の整備を図るため、新商品開発や販路開拓等を支援 ②③ ・新商品新製品開発 300千円×3件＝900千円 ・販路開拓等(国内) 200千円×3件＝600千円 ・販路開拓等(国外) 400千円×2件＝800千円 ・知的財産権取得支援事業 200千円×2件＝400千円⇒2,700千円 ④市内の事業者	R8.4	R9.3

令和8年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
28	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	物価高騰対応創業支援補助金	①物価高騰の影響を受ける地域経済の活性化及び雇用の創出を図り、賃上げにつながる経営基盤の強化を促進するため、創業に要する経費等を支援 ②③ 支援補助金(補助率1/4、上限50万円(ただし空き店舗活用の場合は上限1,000千円)) ・500千円×4件＝2,000千円 ・1,000千円×3件＝3,000千円 ④市内の事業者	R8.4	R9.3
29	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対応観光業等活性化推進補助金	①物価高騰の影響による観光需要の落ち込みを回復し、地域経済の活性化を図るため、市内で開催される大会等のうち、関係者の宿泊を伴う大会を主催する団体に対し、開催に要する経費等を支援する。 ②③ 関係者が市内のホテル、旅館等に宿泊し、その数が延べ100人以上となる学会、研究会、スポーツ大会及びイベント等の大会等 100人以上の宿泊に対して8万円を支援 ・80千円×14件＝1,120千円 ④関係者の宿泊を伴う大会を主催する団体	R8.4	R9.3
30	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応高齢者新型コロナワクチン予防接種支援事業	①予防接種に係る負担を軽減し、物価高騰の影響を受ける高齢者及び低所得者等の経済的負担軽減を図る ②③ 高齢者新型コロナワクチン予防接種委託料【合計31,877,0000円】 ④満65歳以上、障害者1級、生活保護及び非課税世帯	R8.4	R9.3
31	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出金のうち物価高騰対策重点支援分(水道基本料金等の免除(令和9年1月から3月(3か月分))※R8補正活用分	①物価高騰に伴う水道料金の負担軽減を図り、市民生活を支援するため、水道料金の基本料金を軽減する措置として、水道事業会計へ繰出金を支出する。【R8年度補正を活用】 ②③ 水道基本料金(917円)の免除(R9年1月～3月分の3カ月間) ・23,900件×917円×3カ月＝65,748,900円 ※基本料金免除総額のほぼ全額を臨時交付金で措置すると想定 ・一般財源48,900円 ④給水契約を締結している一般家庭及び事業所(23,900件)。 なお、支援対象から公共の施設を除いていることを確認済み。	R8.7	R9.3
32	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道未普及世帯物価高騰対策給付金(水道基本料金等の免除(令和9年1月から3月(3か月分))※R8補正活用分	①物価高騰に伴う生活負担の軽減を図るため、水道基本料金の軽減措置との均衡を確保し、水道未普及地区の世帯に対して水道基本料金相当額を支給する(水道基本料金の免除時期に合わせて支給)【R8年度補正を活用】 ②③ 基本料金相当額(1,008円)の3カ月分を支給 ・最大対象件数(世帯数)84件 84世帯×1,008円×3カ月＝254,016円 ・事務費(通信運搬、公金取扱手数料)30,000円 ※一般財源84,016円 ④水道未普及地区の世帯(最大84件) なお、支援対象から公共の施設を除いていることを確認済み。	R8.7	R9.3
33	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応機械金属業物価高騰対策支援給付金	①物価高騰対策として、製造工程で必要となる工具類等の購入に係る費用の一部を補助 ②製造工程で必要となる工具等の購入に係る費用 ③200千円×100件＝20,000,000円 【対象期間】令和8年8月1日から令和8年12月31日まで 【補助率】2/3以内(上限20万円) ④日本標準産業分類に掲げる中分類18プラスチック製品製造業、中分類22鉄鋼業から31輸送用機械器具製造業に属する市内事業者	R8.7	R9.3